

# 日本気象学会中部支部規約

昭和 50 年 4 月 1 日制定

昭和 57 年 9 月 14 日改訂

昭和 58 年 7 月 27 日改訂

平成 18 年 7 月 20 日改訂

平成 25 年 7 月 4 日改訂

平成 29 年 7 月 3 日改訂

第 1 条 本支部は公益社団法人日本気象学会中部支部という。

第 2 条 本支部は事務所を名古屋市千種区日和町 2-18、名古屋地方気象台内におく。

第 3 条 本支部は中部地区（富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、及び三重県）に在住するすべての日本気象学会員によって構成される。

第 4 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。

第 5 条 本支部は前条の目的を達成するために、講演会ならびに学術的会合の開催その他本支部の目的にかなう事業を行う。

第 6 条 本支部の事業年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 条 本規約の実行に必要な細則は支部理事会の決議によって別に定める。

第 8 条 本支部に次の役員をおく。

理事 8 名（うち支部長 1 名、常任理事 5 名）

会計監査 1 名

幹事 3 名以下

第 9 条 理事及び会計監査は支部会員の互選によって定める。

その方法は細則によって定める。

第 10 条 支部長及び常任理事は理事の互選によって理事の中から定める。

第 11 条 支部長は本支部を代表して会務を総括する。

支部長に事故あるときまたは欠けたときは支部長があらかじめ指名した常任理事がその職務を代行する。

第 12 条 幹事は支部長の指名による。

第 13 条 役員は日本気象学会の定款に準じて支部の会務を行う。

第 14 条 役員の任期ならびに任免は日本気象学会の定款に準じる。

第 15 条 支部理事会は支部長が召集する。

支部理事会は、理事の過半数の出席により成立する。ただし、委任状その他の代理権を証明する書面を支部長に提出した場合は、出席したものとみなすことができる。

支部理事会には会計監査、幹事および当支部に籍をおく全国理事の出席を要請することができる。

第 16 条 支部総会の開催、議決等は日本気象学会の定款に準じて行う。

第 17 条 本規約の改訂は支部総会における過半数の承認をもって行うものとする。